

令和8年度 帯広市奨学金返済支援補助金 交付対象者認定申請書

申請年月日 令和8年4月1日

帯広市長 様

帯広市奨学金返済支援補助金交付要綱第6条第2項に基づき、次のとおり申請いたします。

1 申請者

フリガナ	オビヒロシカブシキガイシャ	住所	〒 080 — 8670
企業名	帯広市株式会社		帯広市西5条南7丁目1番地
代表者氏名	帯広 太郎		
従業員数	50 人 ※申請時点における労働者名簿の従業員数を記入してください。	資本金の額又は出資の総額	1,000万 円
業種又は組織形態	<input checked="" type="checkbox"/> ①製造業、建設業、運輸業 <input type="checkbox"/> ⑥医療法人、学校法人、社会福祉法人、 <input type="checkbox"/> ②卸売業 社団法人（一般・公益）、特定非営利活動法人、 <input type="checkbox"/> ③サービス業 公益財団法人、組合、連合会 <input type="checkbox"/> ④小売業 ※あてはまるもの1つにチェックしてください。 <input type="checkbox"/> ⑤その他の業種（上記以外）		

担当者	部署	商業部 商業課	住所	〒 — 同上
	氏名	帯広 花子		
	電話番号	0155-65-4132	mail	commerce@city.obihiro.hokkaido.jp

2 支援対象者（正社員等）

別添「支援対象者等一覧（認定申請用）」のとおり

3 補助対象となる奨学金

別添「支援対象者等一覧（認定申請用）」のとおり

※ 「裏面」にも記入欄があります。

【誓約事項等】

✓欄には全てチェックが必要です。

下記の項目に該当することに間違いがなければ、☑をしてください。

(申請者関係)

- 本申請書の記載内容に相違ありません。
- 支援対象者への補助対象となる奨学金の返済支援は、令和7年4月1日以降に始めたものです。
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を行う者ではありません。
- 帯広市暴力団排除条例（平成25年条例第29号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団関係事業者ではありません。
- 返済支援として給付又は代理返済した金額の全部又は一部について、支援対象者に返還を求めたときまたは支援対象者から返還を受けたときは、速やかにその旨を帯広市に報告します。
- 本事業に関する帯広市からのアンケート調査に協力します。

(支援対象者（正社員等）関係)

- 本申請書の記載内容に相違がないことを確認しています。
- 本申請について、個人情報等を帯広市に提供することに同意していることを確認しています。
- 補助対象となる奨学金は、他の自治体等の助成制度を活用していないことを確認しています。
- 本事業を利用するための転職（同一企業への採用を含む。）ではないことを確認しています。
- 帯広市暴力団排除条例（平成25年条例第29号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団関係事業者ではないことを誓約したことを確認しています。
- (支援対象者に試用期間中の従業員がいる場合) ※該当者がいない場合は☑不要
支援対象者の試用期間終了後は、期間の定めのない従業員（正社員）として本採用とする予定です。
- 上記の誓約内容を確認するため、市が他の官公署に照会を行うことについて承諾することを確認しています。

【添付書類】

提出書類をご確認ください。

添付書類を同封しているか確認いただき、☑をしてください。

(申請者関係)

- 帯広市奨学金返済支援補助金支援対象者等一覧（認定申請用）（様式第2号）
- 現在事項全部証明書若しくは履歴事項全部証明書（提出日以前3か月以内に発行されたもの）
又は個人事業の開業・廃業等届出書の写し
- 採用日、労働条件等を明示した雇用契約書の写し
- 「Bizロケとかち」に登録していることが分かる書類（登録画面の写し等）
- 奨学金の返還額の全部又は一部を支援する制度に関する規程の写し ※ 当該規程を制定している場合

従業員10名以上の企業は、
規程が必要になります。

(支援対象者（正社員等）関係)

- 住民票の写し（雇用された日以後に発行されたもの）
- 雇用保険の被保険者であることを証する書類の写し
- 奨学金に関する書類（借入先、借入金額、返還計画及び返還残額等が確認できる書類）